

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4K6Z13C00220		4LAF1AF0013 0001				GRD-Y000729B		
品名 または 件名								
諸外国陸軍などの取得弾薬及び弾薬の互換性保持要領に係る調査								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
陸幕				市ヶ谷				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
				令和7年3月31日（月）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和6年10月15日（火）13時30分 中央会計隊入札室（E－1棟 6F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。
契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

(3) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。
イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。
オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ その他の項目については別紙による。

ク 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 当銘（とうめ）

(TEL : 03-3268-3111内線47555)

(FAX : 03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部装備計画部開発課 足立

(TEL : 03-3268-3111内線41775)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
諸外国陸軍などの取得弾薬及び弾薬の互換性保持要領に係る調査	GRD-Y000729B	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	平成30年 7月25日
	変 更	令和 6年 7月31日
	作成部隊等名	陸上幕僚監部 装備計画部 開発課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊が実施する諸外国陸軍などの取得弾薬及び弾薬の互換性保持要領に係る調査（以下，“調査分析”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、NDS Y 0001、NDS Y 0002、NDS Y 0003及びGLT-CG-C000001による。

1.2.1

ACSA

Acquisition and Cross-Servicing Agreementの略称であり、物品役務相互提供協定をいう。

1.2.2

NATO

North Atlantic Treaty Organizationの略称であり、北大西洋条約機構をいう。

1.2.3

STANAG

Standardization Agreementの略称であり、NATO加盟国の間で軍事技術、弾薬、装備、兵站などを共通化するための標準規格であり、これらを加盟国間で適用するための合意を規定する標準化文書をいう。

1.2.4

MOP I

Manual OF Proof and Inspectionの略称であり、NATOにおける標準的な試験手順を示した検査照明マニュアルをいう。

1.2.5

JBMoU

Joint Ballistic Memorandum of Understandingの略称であり、NATO加盟国のうち、2009年12月18日に合意されたフランス、ドイツ、イタリア及びアメリカにおける軍装備品に対する標準化、相互運用性及び相互互換性のための合意書をいう。

1.2.6

ライセンス国産

生産国の企業に特許料を支払い、日本国内で製造する防衛装備品をいう。

1.2.7

MIL

Military Standardの略称であり、アメリカ国防総省によって制定された軍事仕様書及び規格をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の内容が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 規格

NDS Y 0001	弾薬用語
NDS Y 0002	弾薬用語（小火器）
NDS Y 0003	弾薬用語（火砲）

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001	陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
GLT-CG-Z000010	陸上自衛隊知的財産権共通仕様書

c) 法令等

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

d) その他

GRD-Y000729における調査報告書及び報告用説明資料

2 調査分析に関する要求

2.1 一般的要求事項

一般的要求事項は、次による。

- 契約の相手方は、“行政機関の保有する情報の公開に関する法律”及びその関連規則を遵守しなければならない。
- 日本国とACSAを締結している7か国の保有弾薬と陸上自衛隊保有火器との適合性確認に資する基礎資料を収集するため、GRD-Y000729における調査報告書及び報告用説明資料を踏まえ、対象国の取得弾薬に係る情報及び弾薬互換性の確保要領に係る情報の調査分析を実施する。

2.2 調査分析対象国

調査分析対象国（以下，“対象国”という。）は、表1による。

表1－対象国

番号	国名
1	アメリカ合衆国
2	オーストラリア連邦
3	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国
4	カナダ
5	フランス共和国
6	インド
7	ドイツ連邦共和国

2.3 調査分析対象装備品

調査分析対象装備品（以下，“装備品”という。）は、表2による。

表2—調査対象装備品

番号	適用火器	口径
1	けん銃	9 mm
2	小銃・機関銃	5. 5 6 mm, 7. 6 2 mm
3	重機関銃	1 2. 7 mm
4	機関砲	3 0 mm
5	戦車砲	1 0 5 mm, 1 2 0 mm
6	迫撃砲	6 0 mm, 8 1 mm, 1 2 0 mm (R i f l e d)
7	りゅう弾砲	1 5 5 mm

2.4 調査分析方法

調査分析の方法は、対象国の法律などに抵触しない範囲とし、表3によるほか、次による。

- a) 契約の相手方は、契約後速やかに、官側と調整し、調査要領、実施体制、実施スケジュール、報告書の構成など調査分析の細部を示した、調査分析実施計画書（以下、“実施計画書”という。）を作成し、契約担当官等の承認を受け、実施計画書に基づき調査を実施する。
- b) 調査分析を行う場合、防衛省に所属する自衛隊員等に対し、直接又は間接を問わず調査分析依頼を行ってはならない。

表3—調査分析方法

番号	調査分析方法	注記
1	インターネット、公刊情報などの活用	活用にあたっては、出典などの根拠を明確にする。
2	その他、契約の相手方が独自に有する方法	方法については、官側に説明する。

2.5 調査分析項目

調査分析項目は、次による。

- a) 対象国の陸軍・海兵隊が採用する火器及び火器適用弾薬の組み合わせ一覧
- b) a)の火器適用弾薬について対象国の採用弾薬名
- c) b)の対象国の採用弾薬の性能諸元（発射薬の薬種・組成を含む）、対象国における納入者（製造者）、日本代理店、品質保証の基準、互換性に関する認証の有無及び詳細
- d) b)の採用弾薬のうち、陸上自衛隊の輸入若しくは、ライセンス国産の弾薬と陸上自衛隊の採用する火器との互換する可能性についての調査
- e) NATO諸国間の弾薬互換性の確保のための標準規格（STANAG, MOPI, JBM, U, MILなど）及び対象国独自で定めている試験基準などの詳細な情報
- f) 対象国の火器・弾薬の標準規格に対する適合性確認要領
- g) 対象国の陸軍・海兵隊の取得弾薬及び弾薬の互換性保持要領

2.6 調査報告書の作成

契約の相手方は、2.5で調査分析した事項に関し、調査報告書及び報告用説明資料（以下、“報告書等”という。）を作成するほか、作成要領は、次による。

- a) 努めて、図表、写真などを用いて説明しなければならない。
- b) 公刊情報などから参照・引用した文言、図表及び写真などは、当該資料の根拠及び引用・参照箇所を適切に記載する。

- c) 公開資料などから参照・引用した文言、図表及び写真などは、当該資料の根拠及び引用・参照箇所を適切に記載する。
- d) インターネットから参照・引用した文言、図表及び写真などは、情報源の信頼性確保のため、可能な限り一次情報源を使用し、複数の情報源を調査しなければならない。
- e) 報告書等で記載された重要な技術専門用語は、脚注を加えるなど理解を容易にするように努めるとともに、報告書等の最後に索引を作成する。ただし、和訳困難な語句及び略語は、官側との調整の上、原文のみ又は和文併記する。
- f) 報告書等の図表は、Microsoft Office製品で編集可能なものを貼付する。報告書等に画像を貼り付ける場合、適切な解像度の画像を用いることとし、画像ごとに高解像度の画像ファイルを調査報告書に併せて提出する。
- g) 契約の相手方は、報告書等を日本語で作成するとともに校正を実施する。
- h) 契約の相手方において報告書等を日本語に翻訳をする者は、防衛技術について十分な知見をもつとともに、日本語の文章についてネイティブスピーカーと同等の能力及び翻訳業としての十分な実務経験と実績をもつ者でなければならない。

なお、翻訳結果が自然な日本語となるよう努め、単語や用法の確認などを除きインターネット翻訳機能又は機械翻訳結果の報告書等への直接的な使用及び直訳調の表現をしてはならない。

- i) 契約の相手方は、対象国の陸軍・海兵隊の取得弾薬及び弾薬の互換性保持要領に係る調査報告書を作成する。

2.7 協議録の作成

契約の相手方は、報告書等における官側との調整内容、議事録などを整理した協議録を作成し、提出する。

2.8 役務時間

上記調査分析の実施期間中における役務時間は、595時間を上限とする。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 無償貸付品

GRD-Y000729における報告会資料

5 その他指示

5.1 提出書類

提出書類は、表4に示す提出書類を契約担当官等へ提出する。

表4－提出書類

番号	名称	提出時期	数量	提出先	提出要領など
1	実施計画書	契約後 速やかに	1	陸上幕僚監部 装備計画部開 発課	紙媒体での提出とする。

表4－提出書類（続き）

番号	名称	提出時期	数量	提出先	提出要領など
2	調査報告書	納期までに	3	陸上幕僚監部 装備計画部開 発課	a) 紙媒体 1 部及び電子媒体 2 部 (DVD-R) を提出する。 b) 紙媒体は, Microsoft Word™ (docx 形式) で作成し, A4 判横書とする。 c) 電子媒体は, PDF 1.7 (ISO 32000-1) で 1 部, Microsoft Word™ (docx 式) で 1 部作成し, A4 判横書とする。 なお, 報告書に使用した画像のみのファイルを作成し, 各々の電子媒体に添付する。 d) 2.6 e) 並びに原則日本語版とする。
3	協議録	検査実施前	1		a) 電子媒体 1 部 (DVD-R) を提出する。 b) Microsoft Word™ (docx 形式) で作成し, A4 判横書きとする。 c) 日本語版とする。
4	報告用説明資料	納期までに	1		a) 電子媒体 1 部 (DVD-R) を提出する。 b) Microsoft Power Point™ で (pptx 形式) で作成する。 c) 2.6 e) 並びに原則日本語版とする。

5.2 保全

契約の相手方は, 調査の実施及び調査に関連して知り得た情報については, 取扱いに細心の注意を払い情報の保全に努める。調査によって新たに発生した資料, 電子ファイルなどの各種データは, 破壊しなければならない。

5.3 知的財産権及びその他の権利

知的財産権に関する注意は, GLT-CG-Z000010 によるほか, 次による。

- 契約の相手方は, 契約を履行するに当たり, 第三者の知的財産権を害することのないよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。
- 契約の相手方は, 契約を履行するに当たり, 自らに帰属する知的財産権の得喪などがある場合は, その種類及び内容を官側に通知する。
- 契約の相手方は, 契約を履行するに当たり, 官側に技術資料を提出する場合は, 当該資料中, 自らの固有の技術に表示を行う。
- 官側及び契約の相手方は, 知的財産権の権利の帰属などに関し, 疑義が生じた場合は, その都度協議して解決する。

5.4 官側の支援

契約の相手方は, この調査を実施するにあたり, 官側が保有する施設, 設備及び文書などを使用する必要がある場合は, あらかじめ官側と調整のうえ, 官側の規則などを遵守し, 無償で支援を受けることができる。

5.5 官側との協議

官側との協議は、次による。

- a) 調査分析の実施にあたり調査の進捗状況などに変更が生じた場合は、官側に報告し、必要な協議を行う。
- b) 契約の相手方は、2.6 g)について官側と必要な協議を行う。

5.6 仕様に関する疑義

この仕様書の内容に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4LAF1AF0013	契約実施計画番号	4K6Z13C00220
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥

(税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
諸外国陸軍などの取得弾薬及び弾薬の互換性保持要領に係る調査	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕		納入期限(工期)	令和7年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 10 月 15 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

委 任 状 (入札等)

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所 :
会 社 名 :
代表者名 :
担当者名 :
連 絡 先 :

令和6年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者